

## 鹿児島海区・熊毛海区・奄美大島海区漁業調整委員会委員募集要項

現在の海区漁業調整委員会委員（以下「委員」という。）の任期が令和7年3月31日までであることから、漁業法第139条第1項の規定に基づき、下記のとおり候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行います。

### 記

#### 1 募集人員及び内訳

	漁業者・漁業従事者委員	学識経験委員	中立委員	計
鹿児島海区	9人	3人	3人	15人
熊毛海区	6人	2人	2人	10人
奄美大島海区	6人	2人	2人	10人

#### 2 所掌事項及び職務内容

漁業法第135条の規定に基づき、漁業権や漁業調整規則に関する知事の諮問に答申すること、水産動植物の採捕制限に関する指示を行うことなど、各海区の区域内における漁業に関する事項を処理します。

具体的な職務内容は、鹿児島海区においては年間10回程度、熊毛海区及び奄美大島海区においては年間6回程度開催される委員会への出席や、関連する会議への出席などです。（※委員会の開催数は年により変動があります。）

#### 3 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

#### 4 身分

鹿児島県特別職（地方公務員法第3条第3項）

#### 5 報酬

職務に従事した日数に応じ、会長は日額31,400円、委員は日額25,400円の報酬を支給します。（報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項）

## 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次に掲げる各委員の要件を満たす者

### 【委員の要件】

(1) 漁業者・漁業従事者委員

海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

(3) 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

## 7 委員の欠格事由

漁業法第138条第4項の規定により、次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

(1) 年齢満18年未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 8 推薦及び応募の手続き

委員候補者は、個人又は団体が推薦できるほか、自ら応募することもできます。

推薦又は応募の際は、所定の様式に必要事項を記入の上、関係書類を添え、鹿児島県商工労働水産部水産振興課に郵送（簡易書留又はレターパック）で提出してください。

様式は、本庁及び各地域振興局・支庁の窓口で配布するほか、本県のホームページからダウンロードできます。

### (1) 推薦書・応募申込書

#### ① 個人で推薦する場合

※ 個人推薦に当たっては、3名以上が連名し、代表者が記入する必要があります。

ア 漁業者・漁業従事者委員	……………	第1号様式
イ 学識経験委員	……………	第2号様式
ウ 中立委員	……………	第3号様式

## ② 団体に推薦する場合

- ア 漁業者・漁業従事者委員 …………… 第4号様式
- イ 学識経験委員 …………… 第5号様式
- ウ 中立委員 …………… 第6号様式

## ③ 委員になろうとする者が自ら応募する場合

- ア 漁業者・漁業従事者委員 …………… 第7号様式
- イ 学識経験委員 …………… 第8号様式
- ウ 中立委員 …………… 第9号様式

## (2) 添付資料

### 共通

- ① 委員候補者の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類の写し  
※ 例：運転免許証、マイナンバーカード（個人番号が記載されていない面のみ）など
- ② 委員候補者の顔写真（縦4cm×横3cm、2枚）  
※ 6か月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもの。  
※ 1枚は推薦書・応募申込書に貼付し、もう1枚は貼付せず、そのまま同封すること。
- ③ 委員候補者の誓約書 …………… 第10号様式

### 団体に推薦する場合のみ

- ④ 推薦団体の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の原本又は定款・寄附行為・規則・規約・その他これらに準ずるものの写し  
※ 定款・寄附行為等の写しは原本証明をすること。

### 漁業者・漁業従事者委員として推薦・応募する場合のみ

- ⑤ 委員候補者が漁業法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者であることを証する書類  
※ 例：所属漁協が発行する正組合員であることの証明書、水揚げ伝票など  
※ 海区に沿う市町村の区域内に住所がない場合は、事業場の所在を証する書類を提出すること。

- ① 海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有し、
- ② 1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者

## 9 推薦及び募集期間

令和6年8月20日（月）から令和6年9月19日（木）まで※ 最終日の消印有効

## 10 推薦及び応募状況の公表及び内容（漁業法第139条第2項に基づく公表）

### (1) 公表の時期及び方法

受付期間の中間及び終了後に本県のホームページで公表します。

## (2) 公表の内容

- ① 推薦をする者（個人）の氏名，職業，年齢及び性別
- ② 推薦をする者（団体）の名称，目的，代表者又は管理人の氏名，構成員の数，構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ③ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名，職業，年齢，性別，経歴及び漁業経営の状況
- ④ 推薦を受ける者又は応募する者が，新漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- ⑤ 推薦又は応募の理由
- ⑥ 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- ⑦ 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- ⑧ その他知事が必要と認める事項

## 11 候補者の評価及び決定

鹿児島県海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会が，提出された書類をもとに評価を行い，評価の意見を知事に報告します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

知事は任命予定者を決定し，県議会の同意を得た上で委員として任命します。

## 12 その他

- (1) 推薦・応募に当たっては本要項をよく読み，様式には記入例を参考にできるだけ具体的に記入し，添付書類の漏れがないよう御注意ください。
- (2) 推薦・応募に係る経費は，全て推薦者，被推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 提出書類は返却しませんので，あらかじめ御了承ください。
- (4) 提出書類に記載された内容を確認するため，必要に応じて関係機関に調査・照会をすることがありますが，個人情報とは適正に管理し，本目的外には使用しません。
- (5) 選考結果は，推薦者（個人推薦の場合は代表者），被推薦者及び応募者に文書で通知します。
- (6) 委員の選任に当たっては，鹿児島県暴力団排除条例第6条の規定に基づき，暴力団を利することとならないよう措置します。

## 13 推薦及び応募に係る書類の提出先・問い合わせ先

（問合せ受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業調整係  
TEL：099-286-3428，TEL：099-286-5613  
E-mail：gyochou@pref.kagoshima.lg.jp